

日本生協連の 生協総合賠償責任保険制度

【生産物賠償責任(PL)保険】 【リコール保険(生産物回収費用保険)】 【サイバーリスク保険】

保険期間

2026年4月1日午後4時~2027年4月1日午後4時

見積依頼書締切日

2025年12月5日

加入依頼書締切日

2026年2月6日

本制度には以下の**3**つの補償があり、任意で選択いただけます。

1

PL補償

(当パンフ1ページ)

(オプション) 食中毒利益担保特約

商品が原因で第三者に損害を与えた場合に補償されます。

2

フードリコール補償

(当パンフ5ページ)

(オプション) 利益担保特約

商品に欠陥がある場合に、商品の回収などにかかる費用が補償されます。

3

サイバーリスク補償

(当パンフ9ページ)

(オプション) 求償権不行使担保特約、コンピュータシステム中断担保特約条項

サイバー攻撃や個人情報等データ漏えいなどの場合、損害賠償や原因調査費用、データ復旧費用などが補償されます。

日本生協連の制度であるため、

- ①生協の事業やリスクを踏まえた補償内容となっています!
- ②全国の生協が結集したスケールメリットなどで保険料が割安になっています。



日本生活協同組合連合会

生協総合賠償責任保険制度

1

生産物賠償責任(PL)補償

商品が原因で第三者に損害を与えた場合に補償される制度です。

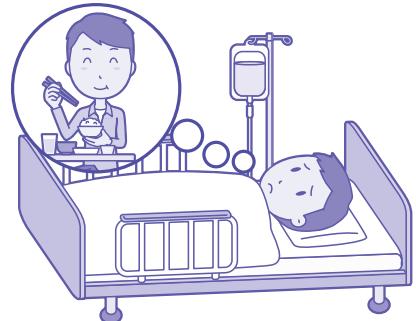
オプションで所定の要因により営業が阻害休止されたことによって被った損失を補う「食中毒利益担保特約」を付帯することもできます。

◆生産物賠償責任(PL)補償

適用約款

賠償責任保険普通保険約款 + 生産物特別約款

●日本国内において、加入者（記名被保険者）が生産、供給した商品について、その商品が原因で（その供給商品の保管・管理が原因で）、他人の身体を害したり（対人事故）、財物を損壊したこと（対物事故）により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者（補償を受けることができる方）が被る損害を補償する制度です。他人の身体の傷害（対人事故）または財物の損壊（対物事故）が保険期間中に生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、自動車等あっせんした商品や生協の施設内でテナントが販売したワンレジ以外の商品は対象から除きます。



補償内容

①支払限度額：対人1名 1億円／1事故かつ保険期間中 ······ 80億円（*）

対物1事故 2,000万円／保険期間中 ······ 1億円（*）

（*）保険期間中の支払限度額はPL補償契約全体での共有限度額となります。

初期対応費用 1事故 ······ 200万円

（ただし、対人見舞金・見舞品については被害者1名あたり10万円限度）

訴訟対応費用 1事故 ······ 200万円

②免責金額：なし ③特約：食中毒利益担保特約（任意付帯）

保険料（年間）

補償事業高（直近の決算に基づく）1千万円あたり 38円

●2024年度決算に基づいた補償事業高に基づき保険料を算出します。

●保険期間中の補償事業高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた補償事業高が把握可能な最近の決算の補償事業高に不足していた場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。

●中途加入の場合、月割の計算となります。

●新規・更新・中途加入いずれの場合も、1加入者当たりの最低保険料は2,000円となります。

●補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除くことができます。また、会員事業連合が本制度に加入している場合は、事業連合からの仕入売価分についても除くことができます。

（p.2の図参照）

被保険者

●記名被保険者（日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会、左記の子会社・関連会社）

●記名被保険者の役員または使用人

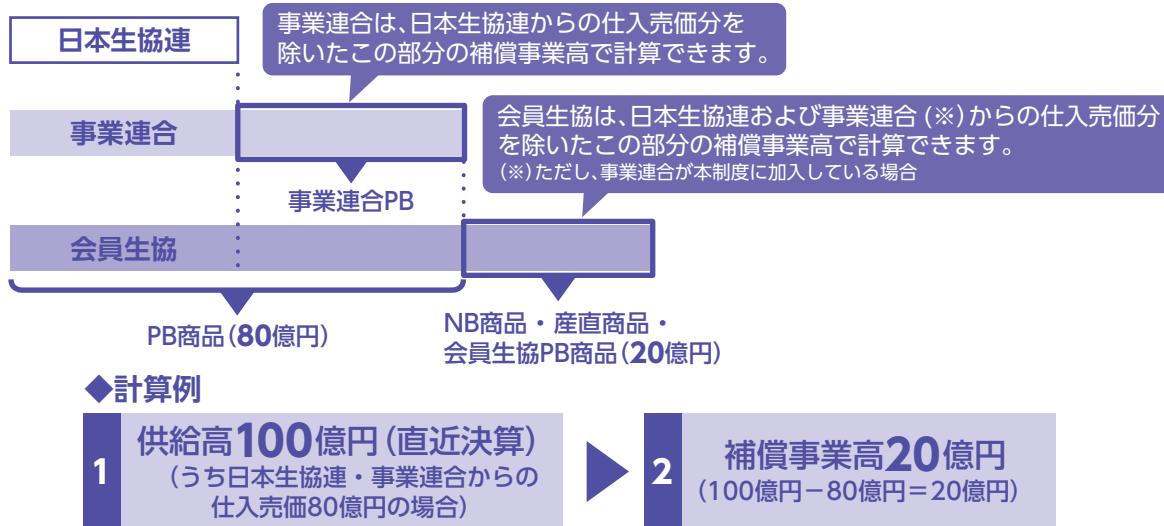
補償事業高とは

保険料のお見積りにあたって

- PL補償の保険料算出の基礎となる値は供給高ではなく「補償事業高(*)」となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも、日本生協連からの仕入れ売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度にご加入された場合は、会員事業連合からの仕入れ売価分についても除くことができます。生協子会社・生協関連会社が加入する場合は、会員生協・会員事業連合への供給高が補償事業高となります。
- そのため、日本生協連、会員事業連合がご加入された場合は、会員生協の負担が軽減されるというメリットがあります。

(*) フードリコール補償については、このうち食品補償事業高のみが保険料算出の基礎となります。

例 供給高100億円の会員生協で、日本生協連および事業連合からの仕入売価が80%の場合



お支払いする保険金の種類

※以下の⑥⑦については、初期対応・訴訟対応の後、結果として、被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも、支出した費用に対して保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。）
- ②賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用（支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。）
- ③求償権の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用（支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。）
- ④引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤事故発生時の応急手当等の緊急措置費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑥初期対応費用：この保険の対象となりうる事故が発生した際に下記の初期対応を行うために被保険者が支出した社会通念上妥当な費用
 - ・事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用
 - ・事故現場の取り付け費用
 - ・被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するに必要な交通費・宿泊等の費用
 - ・通信費

- ・事故が他人の身体の障害であるときは、その事故について、被保険者に支払う見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用（ただし、1事故において身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。）
- ・引受保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用
- ・その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

⑦訴訟対応費用

万が一訴訟になった場合、応訴のために被保険者が支出した社会通念上妥当な社内的費用（事故の再現実験費用、意見書・鑑定書作成費用、被保険者の使用人の深夜残業等に対する超過勤務手当等）

【例】

- 対人事故：販売した食品の生協における保管状況が悪かったため、購入し食した組合員家族が具合を悪くして通院された
- 初期対応費用：販売した商品が原因と思われるお怪我をされた組合員を訪問した際に、遠方だったため、交通費と宿泊費がかかってしまった

保険金のお支払い方法

- 上記①の損害賠償金については、その額をお支払いします。支払限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- 上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②については、損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠

- 償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- 上記⑥⑦の費用は、それぞれの支払限度額の範囲内でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ③戦争・変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ④地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥生産、供給した商品自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任
- ⑦リコール費用

- ⑧日本国外で発生したPL事故
- ⑨効能または性能に関する不当または虚偽の表示に起因する損害
- ⑩汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります）
- ⑪石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害
- ⑫核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性による損害
- ⑬サイバー攻撃

等

1 // 生産物賠償責任(PL)補償

(オプション) 食中毒利益担保特約(+特定感染症担保特約)

補償内容

- 下記(1)～(3)のいずれかの事由によって営業(供給事業)が阻害または休止されることによって支払期間中に被った損失(「喪失利益」および「収益減少防止費用」)に対して保険金をお支払いいたします。
- (1) 営業施設(店舗・配送センター・事務所棟)における食中毒の発生または営業施設において製造・販売・提供した食品等に起因する食中毒の発生。
- (2) 営業施設における特定感染症(*1)の発生
- (3) 営業施設が食中毒、特定感染症(*1)の原因となる病原菌・ウィルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置。

(*1)特定感染症とは、平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されているものうち、本保険で対象となる感染症の総称です。同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。(保健所その他の行政機関に届け出または報告等が行われた場合に限ります)。

補償金額(保険金額)の決め方

保険金額は、年間分の営業利益(事業剰余金)(*2)と年間分の付保経常費の合計額を2倍して約定支払期間係数を乗じた金額です。

$$\text{補償金額(保険金額)} = \text{「営業利益(年間分)(*2) + 付保経常費(年間分)」} \times 2 \times \text{約定支払期間係数}$$

保険料算出基礎数字

約定支払期間(*1)	10日	15日	20日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
約定支払期間係数	10/365	15/365	20/365	1/12	2/12	3/12

(*1)約定支払期間:事故発生について保健所への届け出があった日または保健所等による消毒などの措置の実施連絡がなされた日から被保険者の営業収益が事故の影響のない状態に回復するまでの期間を設定します。約定支払期間は、事故が発生した場合に営業停止期間がどのくらいになるか等を考慮して「10日」「15日」「20日」「1ヶ月」「2ヶ月」または「3ヶ月」のいずれかから選択していただきます。

(*2)営業利益(事業剰余金)がマイナスの場合は0(ゼロ)とします。

約定支払期間別保険料表

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
保険料算出基礎数字 千円あたり基本保険料	0.37円	0.28円	0.28円	0.18円	0.14円	0.09円

(計算例) 保険料算出基礎数字10億円 約定支払期間1ヶ月の場合1,000,000千円×(約定支払期間係数)1/12×0.18円/千円=15,000円

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により生じた損失(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ②被保険者の故意または重大な過失による法令違反により生じた損失(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ③戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議中の破壊行為その他の違法行為又は秩序の混乱により生じた損失
- ④地震、噴火、津波、高潮または洪水により生じた損失
- ⑤脅迫または恐喝等の目的を持って行われる被保険者の営業に対する妨害行為により生じた損失

等

オプションのみの加入はできません。生産物賠償責任補償と合わせてご加入ください。

お支払いする保険金

(1) お支払いの対象となる損失

お支払いの対象となる損失は、喪失利益と収益減少防止費用です。

①喪失利益

事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益（*1）および付保経常費（*2）をいいます。

②収益減少防止費用

支払期間における営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に支出された必要・有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。

+

(*1)営業利益とは、営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。→営業利益＝営業収益－営業費用

営業収益：加入依頼書に記載された補償事業高によって定める営業上の収益

営業費用：供給原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用

(*2)事故発生の有無にかかわらず、営業を継続する為に支出を要する費用（人件費、不動産賃貸料、減価償却費、租税公課等、営業休止中であっても必要とされる経費）を「経常費」といい、そのうち保険証券、加入者証等に記載された費用を付保経常費といいます。

(2) お支払いする保険金

①喪失利益についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。

収益減少額 × 利益率 – 支払期間中に支出を免れた付保経常費

収益減少額：事故発生直前12カ月のうち、支払期間に応当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。

利益率：直近の事業年度（1年間）の数値を用いて、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合（このマイナスの金額を「営業損失」といいます）、次の（*）の算式により算出された割合をいいます。

$$(*) \text{利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

支払期間の開始日：p.3補償内容(1)～(3)の事故の種類毎に以下の通りです。

(1)の事故：所轄保健所長への届出の日

(2)の事故：記名被保険者が事故を最初に認識した日

(3)の事故：措置を行う旨の連絡が保健所その他の行政機関からなされた日

（ただし(3)の措置が営業の休止または阻害の直接の原因になった場合に限ります。）

支払期間の終了日：次のいずれか早い日に終了します。

①営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日

②加入者証に記載された約定支払期間を経過した日

②収益減少防止費用についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。

ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。

なお、営業利益および経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

ご注意

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき被保険者との協議による合意のうえ公正な調整を行うものとします。

③お支払いする保険金の限度

保険金を支払う喪失利益と収益減少防止費用の額がこの保険の保険金額を超える場合は、この保険の保険金額をもって限度とします。

2 フードリコール補償

適用約款

生産物回収費用保険普通保険約款

- フードリコール補償（リコール保険）は、生産物（食品等）の瑕疵による対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール（回収、検査、修理等の措置）を実施することによって被保険者（補償を受けることができる方）が負担する諸費用を補償します。
- 宅配事業を通じて供給された商品については、行政庁への届出等を前提に、各生協様より組合員様宛に廃棄依頼を実施することで、当該商品を回収しなくても保険金をお支払いいたします（店舗事業によって供給された商品については、従来通り対象商品の回収が必要です）。

加入コース

	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
支払限度額 (1回のリコール・保険期間中)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
在庫品廃棄関連費用	200万円（支払限度額の内枠）			
縮小支払割合	90% (在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。)			
免責金額	なし			
約定支払限度期間(*)	1年間			

(*)P.8の用語の意味をご参照ください

対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物（食品）を対象とし、容器などの他これに付随して提供される景品（いわゆる「おまけ」）を含みます。

保険金をお支払いする主な場合

自生協がリコールの実施主体となる場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

① 対象リコールの実施

次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること

a. 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール

b. 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール

消費期限、賞味期限、使用期限、その他の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りによるリコールは、補償対象です。

c. 食品または医薬品への異物混入またはそのおそれにより実施されるリコール

被保険者の従業員が異物混入を行った場合や、被保険者に対して異物混入を行う（行った）とする内容の文面・口頭による脅迫行為（異物混入の事実を確認できない場合を含みます。）が行われた場合も補償対象です。

d. 法令の規定に基づき、製造・販売等が禁止されている製品等のリコール
下記法令により、製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコールは、補償対象です。

<対象法令>

◆食品衛生法

◆愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

◆食品表示法

◆飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

◆医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）

※b.～d.に該当するリコールを実施する製品等は、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなします（実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。）。

② 届出・社告等の実施

リコールの実施が次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになっていること（届出・社告等を実施していないリコールは、補償対象外です。）

a. 文書による行政庁に対する届出または報告等

b. 新聞、テレビ等による社告（インターネットのみによるものは対象外）

c. 行政庁による回収命令

③ 引受保険会社への通知

リコール実施を決定後、次の事項を保険期間中にすみやかに引受保険会社に通知すること

◆回収決定日（被保険者または回収等実施者が、生産物の回収の実施およびその時期・方法を決定した日）

◆リコールの開始予定日

◆リコールの方法

◆リコール対象生産物の種類・型式等

◆リコール対象生産物の製造・販売等の数量

◆その他引受保険会社が必要と認める事項

第三者からリコール費用を求償された場合

第三者（注）が被保険者の生産物を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害が補償対象となります。

- a. 法律上の損害賠償金
- b. 争訟費用（損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。）

ただし、第三者によるリコールが、p5に記載する **自生協がリコールの実施主体となる場合** の①から③のすべての要件を満たしている場合に限ります。

（注）第三者とは被保険者以外の方であって、次のような事業者をいいます。

◆被保険者が製造・販売した生産物を原材料として使用する完成品メーカー

◆被保険者が OEM 供給を行った食品・製品販売業者

等

補償の対象となる費用

重要

回収決定時は速やかに保険会社にご一報を！

約定支払限度期間中（回収決定を行った日から1年間）に負担する（注）、下表記載の費用を補償します。

（注）リコールが第三者によって実施される場合は、回収決定日以後約定支払限度期間中に回収等の実施者に生じた費用について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

リコール時に求められる対応	費用の種類	備 考
調査	リコール対象等確認費用	リコール対象生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
	コンサルティング費用	事故またはそのおそれに関する事実確認・調査や、回収・広告宣伝活動の方法の策定を目的にコンサルタントを起用した場合の費用
事前対応	社告費用	新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
	コールセンター業務委託費用	コールセンター業務を第三者に委託するための費用
	販売先・顧客の電子リスト作成費用	リコール対象生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者に依頼するための費用（購入者または使用者を特定するための調査を要する費用を除きます。）
回 収	通信費用	電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書作成費、封筒代、ホームページ開設費用やメールによる連絡等の費用を含みます。）
	修理費用	リコール対象生産物の修理費用
	代替品の原価	リコール対象生産物と引換に代替品を給付するときの代替品の製造原価または仕入原価
	返還代金	リコール対象生産物と引換に、または回収生産物の破棄依頼により返還する代金（金銭に代えて提供する金券等を含みます。また、利益部分を除きます。）およびその返還に直接要する手数料、送料等の費用
	輸送費用	リコール対象生産物または代替品の輸送費用
	廃棄費用	回収したリコール対象生産物を廃棄するための費用
	倉庫・施設の賃借費用	リコール対象生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用
事後対応	信頼回復広告費用	信頼回復のために行う広告宣伝費用
	在庫品廃棄関連費用	在庫品を廃棄するための費用・製造原価または仕入原価
その 他	残業代等	リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
	出張費および宿泊費用等	リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等

お支払いする保険金の種類

1回のリコールについて、損害の額（他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額）が免責金額を超過する場合に限り、その超過額に縮小支払割合を乗じた額を保険金としてお支払いします（注）。ただし、保険証券、加入者証等に記載の支払限度額が限度となります。



※在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれを継続契約の保険期間の開始時より前に知ったとき、または知ったと合理的に推定されるときは、引受保険会社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

2 フードリコール補償

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由等による損害に対しては、保険金をお支払いできません（ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください）。

- ①回収決定の原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合（知ったと合理的に推定される場合を含みます。）
- ②ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
- ③ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ④戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ⑤生産物の自然の消耗または性質による蒸れ・かび・腐敗・変色・さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑥消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（放射能汚染または放射線障害を含みます。）
 - ア. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. アからエまでのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

- ⑧生産物の修理のかし
- ⑨代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- ⑩牛海綿状脳症（BSE）もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれのおそれ
- ⑪次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
 - ア. ご契約者または被保険者
 - イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ⑫生産物の効能・性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）・虚偽の表示
- ⑬初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール
- ⑭被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑮サイバー攻撃によって対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等

等

保険料（年間）

業種、食品補償事業高（P.2上段の「補償事業高とは」の項を参照ください）、加入コース、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入者ごとに異なります。

（*）フードリコール補償については食品補償事業高のみを保険料算出の対象とします。食品以外の事業高は含めずにご報告ください。

オプション

◆利益担保特約

リコールの原因となる事故またはそのおそれによる日本国内における営業休止・阻害によって支払期間中（*1）に被保険者に生じた喪失利益（経常費、事故またはそのおそれがなければ計上することができた営業利益）および収益減少防止費用（*2）に対して、保険金をお支払いします。ただし、リコールを実施した場合に限ります。

（*1）支払期間とは、回収決定日に始まり、リコールの原因となる事故またはそのおそれの営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または予め約定した期間を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（*2）収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、P.6「補償の対象となる費用」に記載の費用を除きます。

【支払保険金の計算式】

- ・喪失利益＝収益減少額 × 利益率－支出を免れた費用
- ・収益減少防止費用＝実際に支出した収益減少防止費用

本オプション保険料（年間）／特約の割増保険料は、主契約の保険料の20%です。

※営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、標準営業収益、営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、保険金の算出にあたり、標準営業収益、営業収益または利益率につき被保険者との協議による合意のうえ、公正な調整を行うものとします。

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

リコール	生産物のかし等による対人・対物事故の発生または拡大の防止を目的として実施する、生産物の回収、検査、修理等の措置（被保険者が宅配により提供した生産物の購入者に対して行う廃棄依頼を含む）をいいます。
生産物	被保険者の占有を離れた保険証券、加入者証等に記載の財物（不動産を除きます。）またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物（不動産を除きます。）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物（生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。）の損壊（滅失、破損もしくは汚損をいいます。）をいいます。
異物混入	生産物（食品・医薬品に限ります。）に本来含有されるべきではないもの（食品・添加物を除きます。）が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
代替品	リコール対象生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
在庫品	被保険者の占有を離れる前の財物のうち、リコール対象生産物と同種の財物をいい、その原材料・部品・仕掛品・半製品を含みます。ただし、リコール対象生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれのあるものに限ります。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
約定支払限度期間	回収決定日以降負担するリコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、 1年間 とします。 (回収決定日から1年を超えて支払う費用は対象外となります。)
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。 免責金額は、被保険者の自己負担となります。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
初年度契約	引受保険会社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
継続契約	引受保険会社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

3 // サイバーリスク補償

- サイバー攻撃や個人情報の漏えいが発生した場合、損害賠償負担額や原因調査費用、データやシステムの復旧費用などが補償されます。

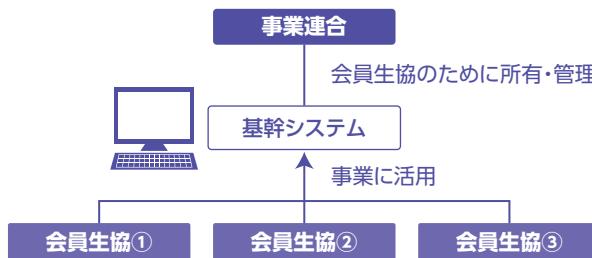
適用約款

賠償責任保険普通保険約款 + サイバーリスク特別約款

商品構成

賠償責任

- サイバー攻撃を起因として、第三者に損害を与えた場合の補償
<ケース1>
- サイバー攻撃が生協システムを通じて取引先に及び、事業の中止、利益の減少が発生
<ケース2>
- 会員生協①の過失で基幹システムが停止
- 会員生協②・③（第三者）の宅配事業が休止となり、利益が減少



費用損害

- サイバー事故への対応に要する費用を補償
<補償される主な費用>
- 緊急対応費用
- サイバー攻撃有無確認費用
- コンピュータシステム遮断費用
- 原因・被害範囲調査費用
- 弁護士費用・コンサルティング費用
- コンピュータシステム・データ復旧費用
- 個人情報漏えい通知・見舞費用
- コールセンター委託費用
- 再発防止費用

（オプション2）利益補償

- コンピュータシステムの機能停止によって生じた利益損失を補償
(詳細はP.22)

想定される事故例

補償対象	想定される事故例
賠償責任	<ul style="list-style-type: none">●サイバー攻撃により、自らのサーバーやPCが乗っ取られ、これを踏み台として、取引先へのサイバー攻撃が行われた。この結果、取引先は事業中断、利益も減少したため、損害賠償請求を受けた●宅配事業の受発注に、会員生協が連合会のシステムを利用しているケース。B生協の職員が不適切なファイルを開封したため、連合会システムもウイルス感染し、他の生協での宅配事業が中断。この結果、B生協は他の生協から利益減少について、損害賠償請求を受けた
費用	<ul style="list-style-type: none">●サイバー攻撃対応費用 原因・被害範囲調査費用●相談費用・再発防止費用●①データ等復旧費用 ②コンピュータシステム損傷時対応費用●その他事故対応費用
(オプション2)利益補償	<ul style="list-style-type: none">●サイバー攻撃により、組合員情報の漏えいが発生。 対象者への詫び状発送や見舞金、コールセンターの立ち上げなどに費用を支出した●サイバー攻撃或いは職員の過失により、基幹システムがウイルス感染。 宅配の受発注が出来なくなったことから、その間利益が減少した ※「コンピュータシステム中断担保特約条項」を付帯していた場合に補償される

3 // サイバーリスク補償

加入タイプ一覧表(標準プラン)

補償内容の詳細につきましてはp.17以降を必ずご確認ください。

標準プラン	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
すべての保険金を合算して、賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)が限度となります。					
賠償責任支払限度額(1請求・保険期間中)	5,000 万円	5,000 万円	1 億円	3 億円	5 億円
費用全体支払限度額(1事故・保険期間中)	2,000 万円	5,000 万円	1 億円	3 億円	5 億円
a.緊急対応費用(1事故・保険期間中)縮小支払割合90%	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
b.サイバー攻撃対応費用	ア.コンピュータシステム遮断費用 イ.サイバー攻撃有無確認費用	1事故・保険期間中 2,000 万円	1事故・保険期間中 5,000 万円	1事故・保険期間中 1 億円	1事故・保険期間中 3 億円
c.原因・被害範囲調査費用(フォレンジック費用 等(*1))					1事故・保険期間中 5 億円
d.相談費用	ア.弁護士費用 イ.コンサルティング費用 ウ.風評被害事故拡大防止費用				
e.コンピュータシステム復旧費用、コンピュータシステム損傷時対応費用(1事故・保険期間中)(*2)	2,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	8,000 万円	1 億円
f.その他事故対応費用	ア.人件費 イ.交通費・宿泊費 ウ.通信費・コールセンター委託費用等 エ.個人情報漏えい通知費用 オ.社告費用 カ.個人情報漏えい見舞費用 キ.法人見舞費用 ク.クレジット情報モニタリング費用 ケ.公的調査対応費用 コ.損害賠償請求費用	2,000 万円	5,000 万円	1 億円	3 億円
g.再発防止費用(縮小支払割合90%)(1事故・保険期間中)	2,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
h.訴訟対応費用(1請求・保険期間中)	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
オプション	1. 求償権不行使特約(詳細はp14参照) 2. コンピュータシステム中断担保特約(利益補償)(詳細はp22参照)				

(*1)フォレンジック費用とは、サイバー攻撃の原因調査や影響範囲の調査などにかかる費用をいいます。

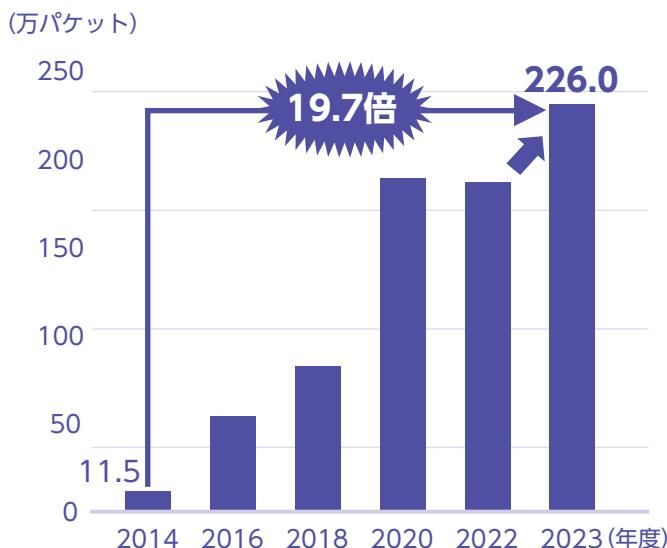
(*2)データ等復旧費用(データ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・または再取得にかかる費用)を含みます。

※基幹システムを共有する事業連合並びに傘下の会員生協については、賠償責任支払限度額を大きくした「事業連プラン」のご用意もあります。
ご希望の場合は、幹事代理店の(株)アイアンドアイサービスにご連絡ください。

【サイバーリスクの高まり】

サイバーリスクは増加の一途にあり、実際のサイバー被害は、事業規模や業種を問わず、発生しています。サイバーリスクは、今やどの組織にとっても、大きな脅威と言えます。

日本でのサイバー攻撃関連通信^{*1}

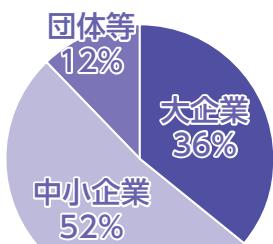


*1: 1 IPアドレスあたりの年間観測パケット数

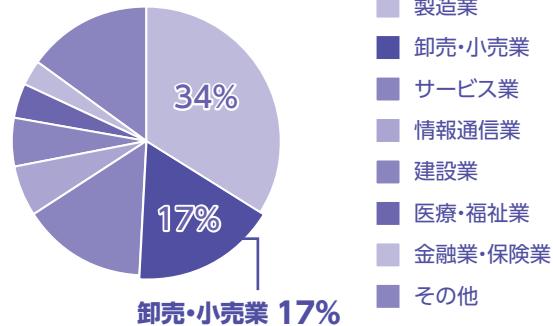
(出典) NICTER観測レポート2023

日本でのサイバー被害^{*2}

事業規模別

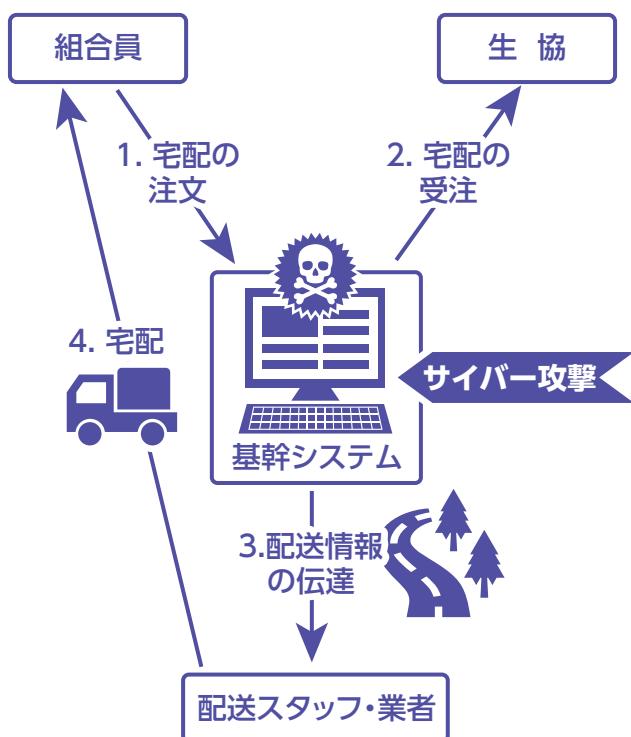


業種別



生協で想定されるサイバー被害

宅配の基幹システムがサイバー攻撃を受け、下記の1～4が停止。情報流出の可能性。



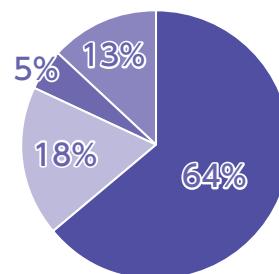
主な原因

セキュリティの脆弱性

脆弱性は世の中に公開されているため、対策を打つことができるが、そのための人的リソースが不足

職員の過失

ウイルスを含んだファイルを誤って開封した結果、基幹システムも感染し、機能が停止



<ウイルスの感染経路^{*}>

*(出典) 警察庁「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

影響

- 宅配事業が中断した結果、供給高（利益）が減少
- 基幹システムの復旧をはじめ、サイバー被害への対応費用が発生
- 基幹システムが乗っ取られる、個人情報が漏えいするなど、ケースによっては、取引先や組合員への損害賠償責任も発生する

加入タイプ検討のポイント

- 加入タイプの検討にあたっては、会員生協において想定される被害額の把握が肝要となります
- 取引先や自らの利益減少額は、事業中断の程度・期間によって変わりますが、警察庁の調べでは、1ヶ月以上の中断が28%を占めています。
- 事故対応費用は、システムの再構築を余儀なくされる場合や個人情報の漏えいを伴う場合に、大きくなります。

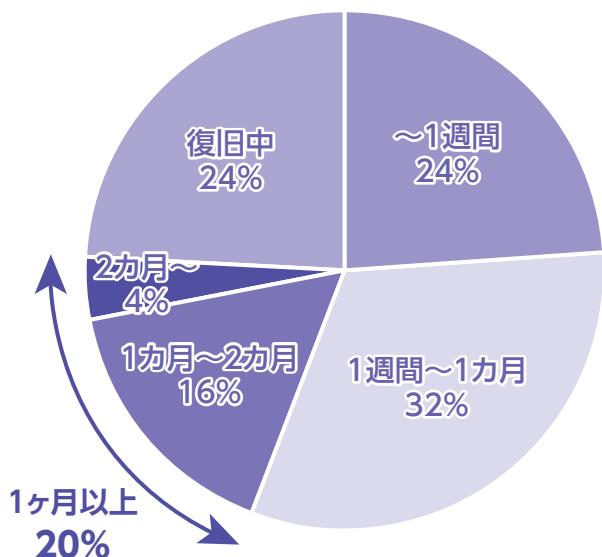
賠償責任・(オプション2)利益補償

- 最大取引先（賠償責任）や自ら（利益損害）の売上高や利益水準
- 取引先や自らの事業がどの程度中断するか
- サイバー被害からの復旧期間（事業中断期間）

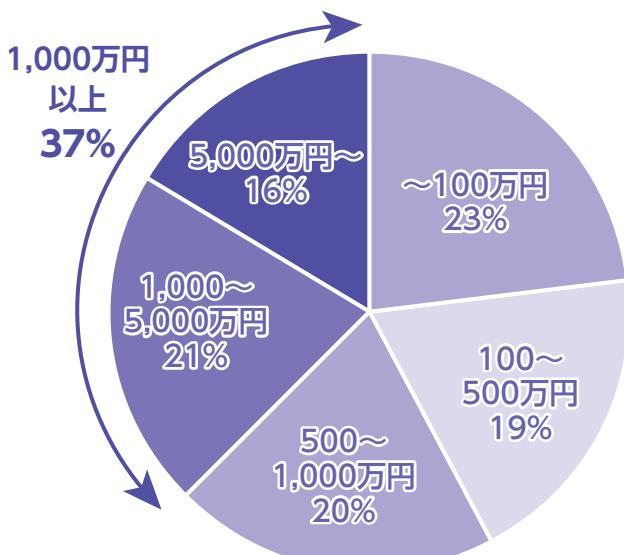
費用損害（目安）

- フォレンジック（原因・影響範囲）調査費用
端末1台あたり100-200万円
- システム復旧費用（最悪の場合、バックアップデータから、再構築の必要あり）
- 個人情報の取扱件数（情報漏えい時の通知や見舞に1人あたり1,000円は費用が発生するおそれがある）
組合員数×1,000円が目安

サイバー被害からの復旧期間*



(ご参考)調査・復旧費用の総額*



*(出典) 警察庁「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

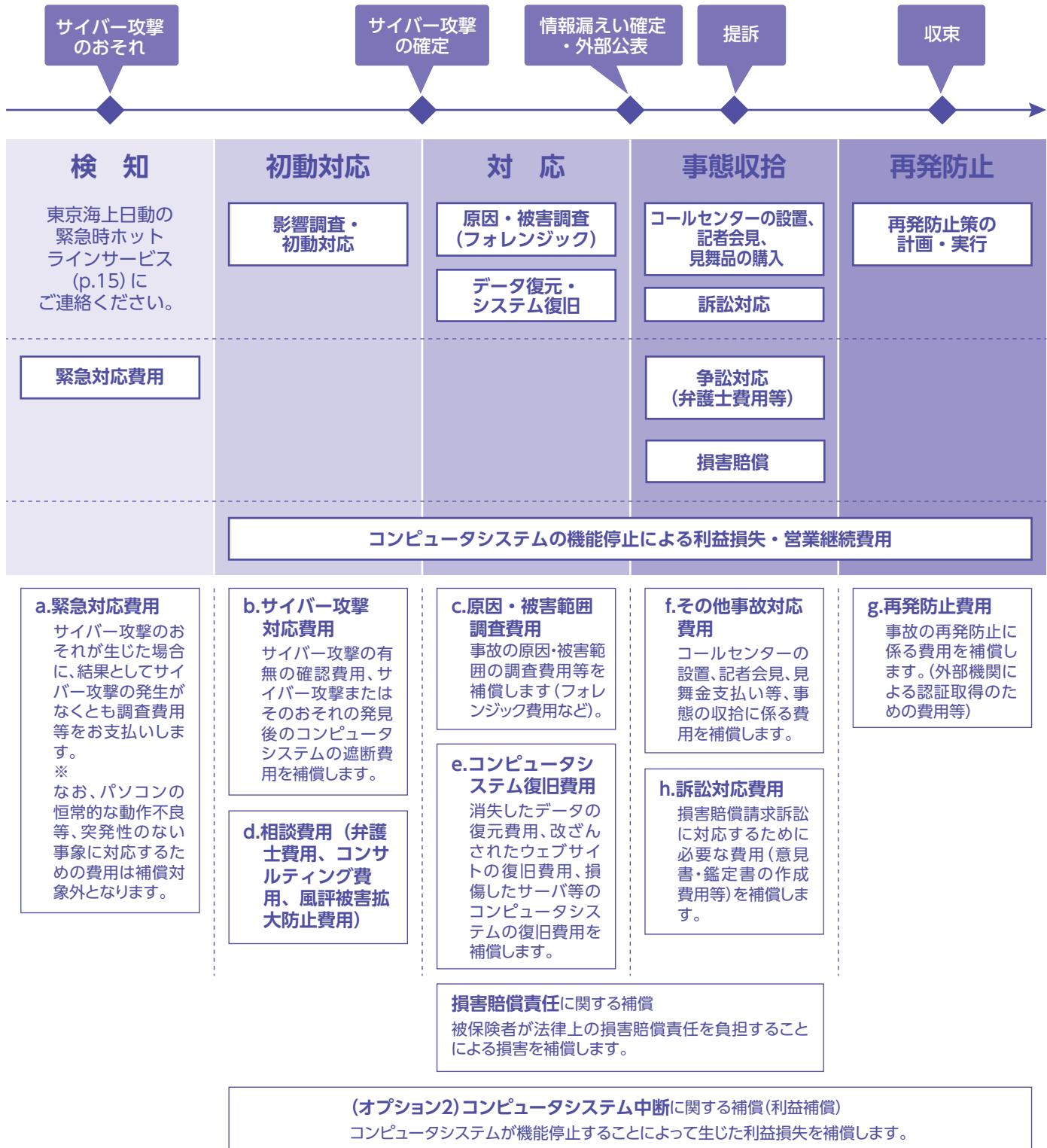
事業規模と加入タイプの目安

標準プラン	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
想定する生協の事業規模(組合員数)	1万人未満	1万人未満	1～5万人	5～20万人	20万人以上
サイバーリスク補償全体の限度額	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
賠償責任限度額	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
費用損害限度額	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
サイバー攻撃対応費用					
原因・被害範囲調査費用 (フォレンジック費用等)	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
相談費用					
データ等復旧費用	2,000万円	3,000万円	5,000万円	8,000万円	1億円
コンピュータシステム復旧費用					
個人情報漏えい見舞費用			1,000円/名		

3 // サイバーリスク補償

事故対応の流れと該当する費用

下図はサイバー攻撃により情報漏えいが発生し、それを外部に公表した場合の事例をもとに、状況に応じた必要な対応と該当する補償を記載しています。



※緊急対応費用は被保険者が緊急対応費用を負担する前の所定の期間内(注1)に引受保険会社へその事象の発生についての事前通知が必要です。(注1)所定の期間とは以下をさします。

- ・サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内かつ被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても、業者に発注・依頼済の場合を含みます。)より前。
 - ・事前通知には「東京海上日動の緊急時ホットラインサービス」への連絡を含みます。
 - ・事前通知がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。
- 保険金請求にあたっては、「サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出」が必要です。

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用せるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.18 の<セキュリティ事故とは><風評被害事故とは>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降 1 年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信（記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

(オプション1)求償権不行使特約について

特約の内容

- サイバー事故の賠償責任が加入者（事業連・会員生協等）以外の第三者にある場合、引受保険会社は加入者に保険金（費用）支払後、通常当該第三者に求償権行使し、加入者に支払った保険金の請求をおこないます。
- ただし、加入者がこの「求償権不行使特約」を付帯することにより、引受保険会社から賠償責任を負った第三者に保険金の請求をおこなわないようにすることができます。不行使対象とできるのは、以下の①～③のいずれかに該当する業者です。

①個人情報の管理委託先事業者

- （ただし、以下aまたはbのいずれかを実施している場合に限る）
a.会員生協が、個人情報の委託先選定基準を作成している
b.委託契約において、個人情報の秘密保持義務等を規定している

②IT業務の下請業者

③IT業務の販売業者

不行使先のイメージ

- 「個人情報の管理委託」とは、契約の形態・種類を問わず、第三者に個人データの取扱いを行わせることです。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む）、編集、分析、出力等の処理を委託することなどです。
- 上記を踏まえると、例えば会員生協では以下の事業者を不行使先に設定することが考えられます。
A)事業連
(事業連のシステムの中で、会員生協の個人情報を管理している場合) ※なお基本的に事業連⇒会員生協に個人情報を管理委託することはないと思われるため、事業連側で求償権不行使特約を付帯して会員生協を不行使先に指定することはできません。
B)配達業者
(配達業者が会員生協のシステムから配達先を出力できる)
C)保険代理店
(会員生協から情報提供を受け、組合員に保険を案内)
D)サービス業者
(会員生協から情報提供を受け、組合員向けのサービスを案内)

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

緊急時のサービス

ご加入者のみご利用いただけるサービスです。

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」（または「ご加入者名」「加入者証券番号」）を確認しますので、お手元にご用意ください。

緊急時ホットラインサービス 24時間・365日対応(年中無休)

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援等、専用の窓口でご支援・アドバイスを実施するサービスです。 サービス紹介動画を

0120-269-318 ブロック サイバー

仮に、保険金のお支払い対象とならない場合でも、サービス利用可能です（専門事業者照会後に生じる実費はお客様のご負担となります）。

特徴

- 日常のサイバートラブルをご支援
 - 経験豊富なサイバー専門家が対応
 - 多様な専門事業者をコーディネート
 - 初動から再発防止までをご支援
 - 保険金のご請求をサポート

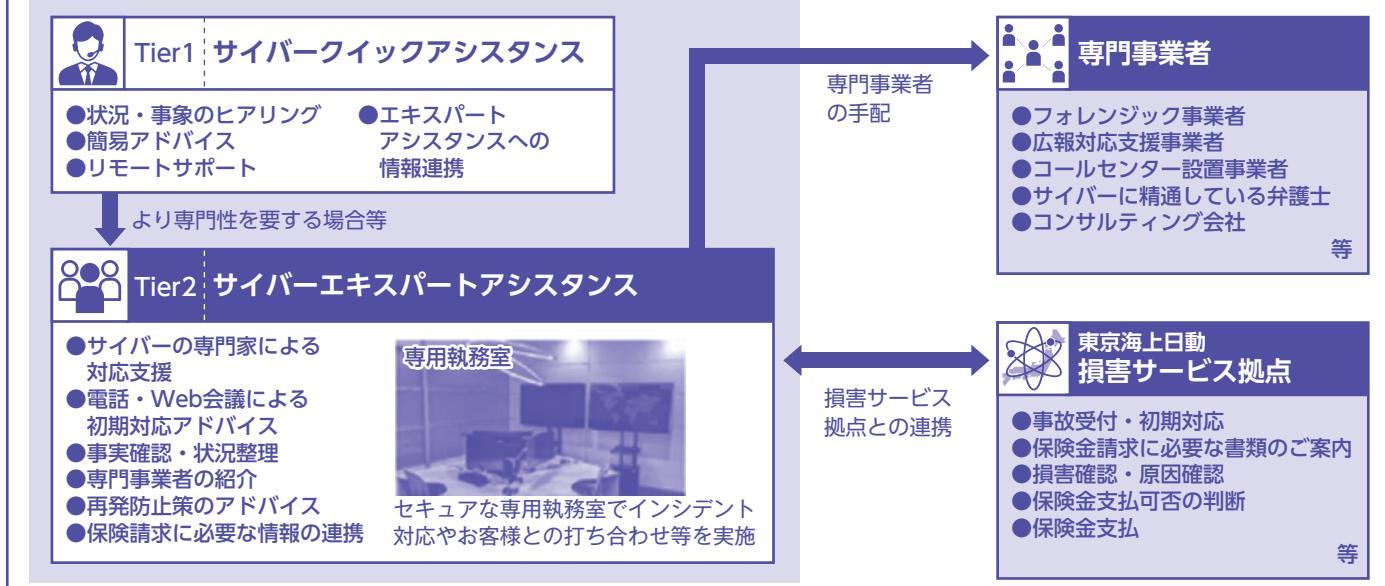


インシデント発生時のサービス提供体制

インシデント対応支援を行う「緊急時ホットラインサービス」によるサポートと、保険金のお支払いにより経済的に補償する「損害サービス」によるサポート。

※保険金請求にかかる事故の受付は、緊急時ホットラインサービスから情報連携を受けた弊社の損害サービス拠点が行います。

緊急時ホットラインサービス



サイバーリスク総合支援サービスご利用にあたっての注意事項

※詳細は別途定める本サービス利用規約をご確認ください。

- 本サービスは、東京海上日動「サイバーリスク保険」の契約者または被保険者にご利用いただけるサービスです。
※「Tokio Cyber Port」、「簡易リスク診断サービス」についてはどちら様でもご利用いただけます。
 - 本サービスは、利用者の損害拡大防止の支援を目的とするものであり、利用者に対し各種トラブルおよびインシデントの解決を東京海上日動が保証するものではありません。また、東京海上日動が提供するサービスの正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものではありません。
 - 利用者は、自社に発生したインシデント等のトラブルについて、自らの意思で真摯に能動的な対応を行う義務を負います。
 - 本サービス利用に際して特段の申込手続き等は不要で、利用回数に制限はありません。
 - 一部のサービスについて、利用者からの連絡が18:00以降翌9:00迄の間になされた場合等については、当社のサービスの提供開始がサービス受付日の翌9:00以降になることがあります。
 - 専門事業者が利用者に対して提供するサービスについては、専門事業者の責任において利用者との直接の契約関係に基づき提供されるものとし、専門事業者に対するサービス委託料等が発生した場合は、全額利用者自身の負担となります。東京海上日動は、利用者と専門事業者との間における契約内容や本サービス履行の結果に対する責任および義務は一切負いません。
 - 東京海上日動は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することがあります。
 - ①地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ②同時多発的に発生したサイバー攻撃等に起因して東京海上日動が本サービスを提供できる許容範囲を超え、安定的なサービス提供の継続が困難になった場合
 - ③その他、東京海上日動が合理的な理由により本サービスの停止または中断が必要と判断した場合
 - 東京海上日動は、本サービスに付随または関連して利用者が被ったあらゆる損害について、当該損害が東京海上日動の故意または重過失による場合はその範囲で賠償する旨を保証する。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

平時の事故軽減サービス

※下記3.4.のサービスご利用にあたっては幹事代理店にご相談ください。

1. Tokio Cyber Port(無料)

次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールを提供いたします。

- ①インシデント対応フロー
- ②従業員の皆様向けテキスト
- ③サイバーリスク情報誌
- ④メールマガジンの定期配信（サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等）

上記については下記URLからご登録ください。
<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>
(もしくは「東京海上日動Tokio Cyber Port」で検索)

最初にユーザー登録が必要です。
仮登録→本登録の手順になります。
本登録の際、営業店、代理店コード欄には「4914-0573」とご入力ください。
(この制度に未加入でも登録は可能ですが、一部使用できないメニューがあります)



2. サイバーリスク・モニタリングサービス(無料)

加入者限定

1. お客様が所有するドメインを外部から定期的にモニタリングします。
(ドメインは最大5つまで対象にできます)
2. セキュリティ上の課題を発見したときにアラート通知を送ります。
3. 一般的に推奨される対応策について情報提供します。

加入者のみのサービスです。
Tokio Cyber Port上で会員登録のうえお申し込みが必要です。

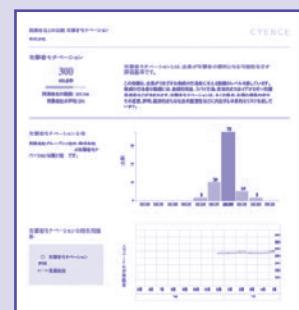
3. ベンチマークレポートサービス(無料)

加入者限定

米国ガイドワイヤ社のノウハウを活用し、インターネット上で取得できる客観的なデータに基づいて、

- ①企業のネットワークへの侵入しやすさを表す技術的指標
- ②攻撃者の標的となる可能性を表す人的リスク指標

をスコアリングすることで、企業のサイバーリスクを同業他社と比較したり、毎年の推移を定点観測できる「サイバーリスクベンチマークレポート」をご提供するサービスです。



4. 簡易リスク診断サービス(無料)

一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施するサービスです。



3 // サイバーリスク補償

補償内容

賠償責任

(1) 損害賠償責任に関する補償 [サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)]

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(*1) (*2)

① I T ユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由 (②および③を除きます。)

a.他人の事業の休止または阻害

b.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)

c.その他の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ

③人格権・著作権等の侵害 (②を除きます。)

(*1)保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

(*2)日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。

日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 爭訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額 (1請求・保険期間中ごとの設定) が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金 (本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用) を合算して、ご加入時に設定した支払限度額 (保険期間中) が限度となります。

※ 実際の支払限度額の設定金額は、P.10のプランから選択いただきます。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償・(3)コンピュータシステム中断に関する補償<オプション>(4)その他補償を拡大する特約条項<オプション>でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額 (保険期間中) が限度となります。

お支払いする保険金

【①法律上の損害賠償金】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

【②・③の費用】合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

[サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)]

① サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)

保険金をお支払いする場合

下表記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。aについては固有のお支払条件があります（（P.13）ご参照）。

＜セキュリティ事故とは＞

P.17損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa.緊急対応費用およびb.サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

＜風評被害事故とは＞

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをおきます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a.緊急対応費用(*1)	<p>サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。</p> <p>ア.コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。 ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>イ.サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>ウ.サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用</p> <p>エ.サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア)弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） (イ)コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。</p>	90%	1事故・ 保険期間中 1,000万円	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円
b.サイバー攻撃対応費用	<p>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*2)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。</p> <p>ア.コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用</p> <p>イ.サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。</p>	100%	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円 (*3)	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
C.原因・被害範囲調査費用(フォレンジック費用等)	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d.相談費用	<p>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*4)</p> <p>ア.弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) 「f.その他事故対応費用コ.損害賠償請求費用」の費用</p> <p>イ.コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）</p> <p>ウ.風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）</p>	100%	<p>1事故・保険期間中</p> <p>タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円 (*3)</p>	
e.コンピュータシステム復旧費用	<p>次の費用をいいます。(*4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>ア.データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用</p> <p>イ.コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</p>	100%	<p>1事故・保険期間中</p> <p>タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円</p>	
f.その他事故対応費用	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e、g、P.21「訴訟対応費用」を除きます。</p> <p>ア.人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ.交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p>	100%	—	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
f.その他事故対応費用	ウ.通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。	100%	—	1 事故・保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円
	工.個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用			
	オ.社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	被害者1名につき1,000円	
	カ.個人情報漏えい見舞費用(*4) 公表等の措置(*5)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）			
キ.法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*5)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人1法人につき5万円	1 事故・保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円	
	ク.クレジット情報モニタリング費用(*4) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用			
	ケ.公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*4)			
コ.損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用				

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
g.再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます(*4)。ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用、e.コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円	1事故・保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円

(*1)サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービス（P.15ご参照）を含みます。）にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(*2)次のいずれかをいいます。

ア.公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ.記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*3) b.サイバー攻撃対応費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用で共有します。

(*4)引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(*5)次のいずれかをいいます。

- ①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）
- ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③被害者または被害法人に対する詫び状の送付
- ④公的機関からの通報

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

お支払いの対象となる費用と支払限度額等

損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア.記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.増設コピー機のリース費用 エ.記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ.意見書・鑑定書の作成費用 カ.相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	1請求・保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

3 // サイバーリスク補償

利 益

(オプション2)コンピュータシステム中断に関する補償<利益補償>[コンピュータシステム中断担保特約条項]

ご注意

本オプションは自らシステムを所有、管理している組織のみがご加入いただけます。

(従って、連合会が用意したシステムのみを利用している会員生協、子会社、関連会社ではご加入いただけません)

保険金をお支払いする場合

不測かつ突発的な次のいずれかの事由に起因して、記名被保険者が所有・管理するコンピュータシステムの機能が停止すること（以下、コンピュータシステム中断担保特約条項において「事故」といいます。）によって、コンピュータシステムを用いて記名被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために記名被保険者に生じた利益損失（喪失利益および収益減少防止費用）を補償します。

- ①記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃
- ②記名被保険者の役員・使用人による、記名被保険者が管理するコンピュータシステムの操作・保守上の過誤
- ③記名被保険者の役員・使用人による、記名被保険者が管理するコンピュータシステム上におけるデータの入出力・処理上の過誤

保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に発生し、かつ、事故が連続して免責時間を超えて継続した場合に限ります。

お支払い対象となる損害と支払限度額等

下記の損害に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

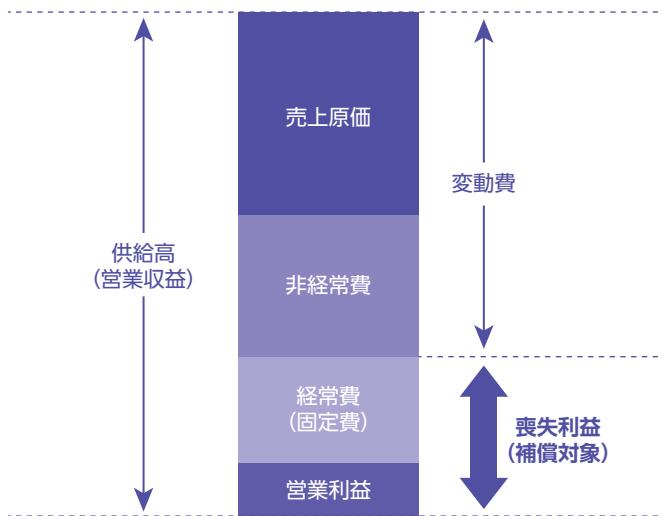
	利益支払限度額 (1事故・保険期間中)	約定支払期間 /約定復旧期間	免責金額 (1事故) /免責時間
利益損失 (喪失利益・収益減少防止費用)	ご加入時に設定(*1)	12か月 (約定支払期間)	100万円 /ご加入時に設定 (*2)

※利益損失でお支払いする保険金の額は、喪失利益および収益減少防止費用の合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、利益支払限度額が限度となります。

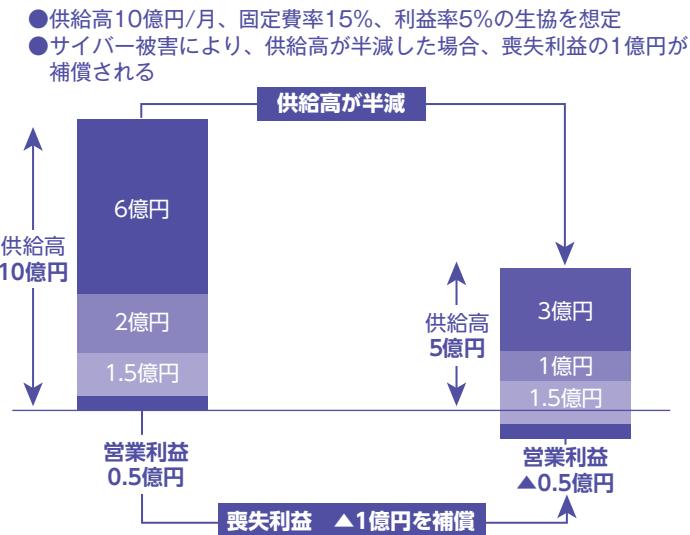
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費(全経常費)および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、事故発生の後、支払期間(*3)終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額

補償対象



保険金の支払いイメージ



お支払いする保険金

	<p>喪失利益の額は、収益減少額に利益率を乗じた額から支払期間中に支出を免れた付保経常費を差し引いた額とします。</p>	$\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$
利益率の算式	直近の会計年度 (*4) の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。	$(\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{付保経常費}}) \div \boxed{\text{営業収益}}$
	直近の会計年度 (*4) における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。	$(\boxed{\text{付保経常費}} - \boxed{\text{営業損失}} \times \frac{\boxed{\text{付保経常費}}}{\boxed{\text{経常費}}}) \div \boxed{\text{営業収益}}$
	<p>収益減少防止費用の額は、収益減少防止費用に付保率を乗じた額とします。ただし、収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が、お支払いの限度となります。</p>	$\text{収益減少防止費用の額} = \boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \text{付保率}$
付保率の算式	直近の会計年度 (*4) の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。	$(\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{付保経常費}}) \div (\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{経常費}})$
	直近の会計年度 (*4) における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。	$(\boxed{\text{付保経常費}} - \boxed{\text{営業損失}} \times \frac{\boxed{\text{付保経常費}}}{\boxed{\text{経常費}}}) \div (\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{経常費}})$

(*1) 損害賠償責任に関する補償（サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項））で設定された保険期間中支払限度額の50%以内で設定いただきます（原則、限度額は1億円を上限といたしますが、限度額引き上げのご要望があれば幹事代理店にご相談ください。）。

(*2) 免責時間は10時間です。

(*3) 保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合も利益約定支払期間（12カ月）を超えないものとします。

(*4) 会計年度は、いずれも1年間とします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

3 // サイバーリスク補償

お支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- ・次のいずれかの事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家間与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害（*1）
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・罰金、料料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。）
- ・被保険者相互間における損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

- ・生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれによる賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応する対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：ITユーザー行為に起因する事故（*2）固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：人格権・著作権等の侵害事故（*1）固有】

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の效能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。）

【コンピュータシステム中断に関する補償【コンピュータシステム中断担保特約条項】】

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ・債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ・記名被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること
- ・コンピュータシステムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのコンピュータシステムの能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または記名被保険者が立証した場合を除きます。
- ・賃貸借契約等の契約の失効、解除、その他の理由による終了または各種の免許の失効もしくは停止
- ・脅迫行為。ただし、サイバー攻撃によるものを除きます。
- ・コンピュータシステムの操作者または監督者等の不在
- ・衛星通信の機能の停止
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・記名被保険者が使用するクラウドサービスの停止または障害。ただし、記名被保険者または記名被保険者がコンピュータシステムの管理を委託した者（そのクラウドサービスの提供者を除きます。）のみが管理するコンピュータシステムの停止または障害に起因するものを除きます。
- ・記名被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合に、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害等
ア. 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかしによって生じた事故
イ. ソフトウェアまたはプログラムのかしによって試用期間内または引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。）後1か月以内に生じた事故
- ・政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ・テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。）
- ・テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

【金融機関特定危険不担保特約条項】（*3）

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延

- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失

等

（*1）「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

（*2）「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。

（*3）記名被保険者が金融機関である場合に適用されます。

③ 保険料（年間）

業種、総事業高*、加入タイプ等によって保険料は加入者ごとに異なります。

*ご申告いただいた総売上高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度等の総売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

3 // サイバーリスク補償

Q&A

Q 01

A生協がサイバー攻撃を受け、個人情報が漏えいした、或いはそのおそれがある場合、組合員へのお詫びとして、金品を購入し、郵送する費用は補償されますか。



加入タイプを問わず、組合員にお詫び状と金品をセットで郵送する場合、購入費(P.20費用f.か.)も郵送費(P.20費用f.I.)も補償されます。ただし、購入費は組合員1名につき、1,000円が限度となります。

Q 02

上記のケースで、組合員への感謝料として、A生協が1,000円以上を支出する場合、補償の対象となりますか。



情報漏えいについて、漏えいした情報が悪用されて損害を与えてしまった場合など、A生協に賠償責任が発生する場合は、賠償金として補償の対象となります。

Q 03

A生協が他生協の個人情報を漏えいした、或いはそのおそれがある場合、他生協からの損害賠償請求額は補償されますか。

※他生協の個人情報が漏えいするケースとして、「A生協が他生協の情報管理を受託している」或いは「サイバー攻撃がA生協を踏み台に、他の生協にも及んだ」場合が想定されます。



情報漏えいについて、A生協に賠償責任が発生する場合は、補償されます。賠償責任の有無は、A生協での個人情報の管理体制やそのセキュリティレベルなどを総合的に考慮した上で、判断します。

Q 04

A生協がサイバー攻撃を受け、A生協及び他生協の個人情報が漏えいした場合、各々で発生する組合員へのお詫び対応や各種調査に係る費用は、どちらのサイバー保険で補償されますか。



- ・ A生協組合員の情報漏えいについては、A生協のサイバーリスク保険（費用：P.20費用f.か.など）で補償します。
- ・ 他生協組合員の情報漏えいは、
 - ①その責任がA生協にある場合は、A生協のサイバーリスク保険（賠償責任）で補償します。
 - ②他生協でかかった費用がA生協サイバーリスク保険の賠償限度額を超える場合、他生協のサイバーリスク保険（費用）で補償します。
 - ③A生協に賠償責任がない場合は、他生協のサイバーリスク保険（費用）で補償します。ただし、②の場合、A生協の賠償限度額を超えた部分は、他生協のサイバーリスク保険の引受保険会社からA生協に求償（他生協に払った保険金の請求）されます。（他生協が求償権不行使特約を付帯した場合を除く）

Q 05

コンピュータシステム復旧費用でノートPCが対象とならないのは何故ですか。



- ノートPCがビジネスでの主流であるなか、ノートPC等の携帯式機器を除外している理由は以下の通りです。
- ①使用者の過失による損害なのか、セキュリティ事故による損害なのかその判断が難しいという損害査定上の問題があること、
 - ②ノートPCは対象機器の数が多く損害額が大きくなるというリスク管理上の問題があること
- ※原因調査費用の対象にはノートPCも含まれます。

ご注意事項

■もし事故がおきたときは

[生産物賠償責任(PL)補償]

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

[生産物賠償責任(PL)補償:食中毒利益担保特約]

ご契約者または被保険者は事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、所轄保険所長への届出の日時、施設における特定感染症の発生を記名被保険者が最初に認識した日時または保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置を行う旨の連絡および措置が行われた日時、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますので、ご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

[フードリコール補償]

リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故またはそのおそれが発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますので、ご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。尚、本契約の約定支払限度期間は1年です。

[サイバーリスク補償]

(損害賠償責任、訴訟対応費用、コンピュータシステム中断担保特約条項)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(緊急対応費用)

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(0120-269-318)を含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

(共通)

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

■ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合

ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■保険金請求の際のご注意

[生産物賠償責任(PL)補償、サイバーリスク補償]

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先

立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

[フードリコール補償]

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済をした金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます。(保険法第22条第2項)このため、引受保険会社が法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

- ②回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合

■ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があつた場合

■ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することができます。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額、保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

(生産物賠償責任(PL)補償)

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

(リコール補償、サイバーリスク補償)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険

会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできることあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

(共通)

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額(*1) (*2)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(*1)生産物賠償責任(PL)補償の食中毒利益担保特約では、「損失額」と読み替えます。

(*2)サイバーリスク補償のコンピュータシステム中断担保特約条項を付帯する場合は、詳細は約款をご確認ください。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しかるご確認くださいますようお願いします。

■保険加入に関する守秘[フードリコール補償]

この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。

保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがありますので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。

○このご案内は、生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険、それらに付帯する特約の概要をご紹介したもので、すべての事項を記載しているものではありません。

○保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他、保険の詳しい内容およびご不明の点は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

なお、詳細は契約者である日本生活協同組合連合会の代表者の方にお渡ししております保険約款をご覧ください。

○生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険は日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会、左記の子会社・関連会社(*)

(*)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱幹事代理店までお問い合わせください。

保険料のお見積りについて

保険料算出にあたっては見積依頼が必要です。

※詳細は、事前に郵送した日本生協連発公文書添付資料をご確認ください。

①(株)アイアンドアイサービスホームページに掲示している
「見積依頼用フォーム」をダウンロードしてください。

ホームページ：<https://www.iandi-s.co.jp/>

左側の「生協総合賠償責任補償制度」タブ⇒「●お見積
もりのご依頼①に掲載のファイル」

パスワード：公文書に記載しております。

②ダウンロードした「生協総合賠償責任保険制度見積依頼書」

(フードリコール補償もご希望の際は、「(FR補償用)ご質問
兼 告知事項申告書」も必要です)に回答を記入し、ご自身
のパソコンに保存してください。

加入手続方法

加入依頼書

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、締切日までに
(株)アイアンドアイサービスにメールにてご提出下さい
(メールでお送りいただく場合、代表者印は不要となりま
した)。

【送付先】iandi@coopkyosai.coop

保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、(株)アイアンドアイサービスより保険料請求書をメールでお送り
します。右記締切日までに、指定口座にお振込みください。
※振込手数料はご負担ください。

③下記の提出締切日までに、②で記入済の「生協総合賠償責任保険制度 見積依頼書」と「加入希望制度に必要な書類のファイル」を添付の上、メールにてお送りください。

【送付先】iandi@coopkyosai.coop

見積依頼締切日

提出締切日：**2025年12月5日(金)**

※「供給高」に関しては、国際財務報告基準(IFRS)や収益認識に
関する会計基準における売上高、収益等を申告数字とすることは
できませんのでご注意ください。

加入依頼書締切日

2026年2月6日(金)

保険料振込締切日

2026年3月6日(金)

補償期間(保険期間)

2026年4月1日午後4時から

2027年4月1日午後4時まで

※中途加入の場合は午前0時から補償開始

加入者証の送付時期

2026年5月中旬以降にメールにてお届け予定

お問い合わせ先

取扱幹事代理店

株式会社アイアンドアイサービス TEL : 03-6836-1330

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 E-MAIL : iandi@coopkyosai.coop HP : <https://www.iandi-s.co.jp/>

※この商品は会員生協や事業連合の代理店と共同で募集しています。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)

(担当)広域法人部 団体・協同組織室

TEL : 03-3515-4151

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

共栄火災海上保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社